

## 第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針（改訂）の概要

### 1 策定の背景 P 1

#### (1) 子どもを取り巻く状況の変化

- ① 少子化の進展
- ② 学びのスタイルの変化
- ③ 学校の社会性育成機能への期待
- ④ 効率的な教育投資の必要性

#### (2) 本市の教育施策上の必要性

学校教育本来の役割を十分発揮するために、小・中学校では一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めていく必要があります。

### 2 第3次実施方針について P 3

#### (1) 対象

千葉市立の小・中学校

#### (2) 本市の計画体系における位置付け・役割

- 本市の基本構想・基本計画及び学校教育推進計画に基づくとともに、実施計画や関連する個別部門計画と適切な連携を図ります。
- 学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組みの推進を図っていくために、基準を定めるとともに基本的な考え方や進め方を明示するものです。

#### (3) 学校規模の適正化及び適正配置の目的

子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実

#### (4) 策定の基本的な視点

- ① 子ども最優先の視点
- ② 学校と地域の関係を考慮する視点
- ③ 将来を見据えた視点

### 3 千葉市における学校の適正規模・適正配置の基準 P 4

#### (1) 適正規模の基準

小学校：各学年2学級以上、全体で12学級以上24学級以下

中学校：各学年4学級以上、全体で12学級以上24学級以下

\* 中学校の各学年3学級以上、全体で9学級以上11学級以下は準適正規模

#### (2) 通学距離の基準及び通学区域の設定

- ① 通学距離の基準：概ね、小学校4km以内、中学校6km以内
  - ② 通学区域の設定
- 中長期的に一定の学校規模を確保するとともに、全市的なバラン

スを考慮する。

- 適正配置に伴う通学区域の設定に当たっては、次の観点にも十分に配慮する。
  - ・ 小学校と中学校の通学区域の整合性
  - ・ 幹線道路、河川、鉄道等の通学環境
  - ・ 地域コミュニティとの整合
  - ・ 地域及び学校の歴史的、沿革的な要因

### 4 取組みの方法 P 5

#### (1) 基本的な方針

- ① 子どもの教育環境の改善を中心に据え、学校規模の適正化を優先に検討するとともに、全市的な学校配置のバランスや地域の実情を考慮した最適な学校適正配置を検討します。
- ② 丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通して、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに取り組みます。
- ③ 学校教育における義務教育期間9年間の連続性、多様な教育的支援の必要性、地域コミュニティとの関係性を十分に考慮して検討します。
- ④ 中長期的に小規模校・大規模校として学校運営を見込む場合には、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、それぞれの規模に応じた教育の充実方策を検討します。

#### (2) 検討の方法

##### ① 小規模校

- A～Cの方法を基本としつつ、複数の方法を組み合わせるなど、学校や地域の実情を踏まえて検討を進めます。

#### A 小・中学校の一体的な適正配置

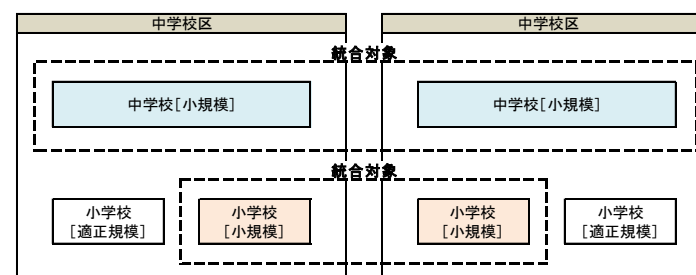
##### 【要件】

- ・ 小規模（11学級以下）の小・中学校が存在する地域

##### 【方策】

- ・ 小・中学校ともに統合を検討します。
- ・ 複数中学校区の小・中学校の統合を一体的に検討します。

##### 【イメージ】



#### B 小学校の優先的な適正配置

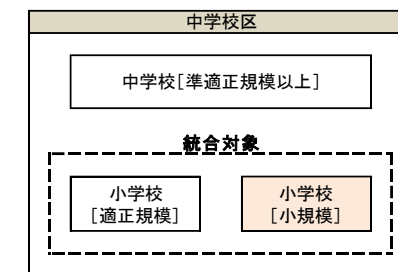
##### 【要件】

- ・ 中学校は、準適正規模（9～11学級）以上の規模が確保されている地域
- ・ 小規模の小学校（11学級以下）が存在する地域

##### 【方策】

- ・ 小学校の規模の適正化を優先し、第一に同一中学校区内の小中学校との統合を検討します。
- ・ 地域の実情を踏まえて、通学区域の調整や異なる中学校区の小中学校との統合も柔軟かつ慎重に検討します。

##### 【イメージ】



#### C 小中一貫教育校化による適正配置

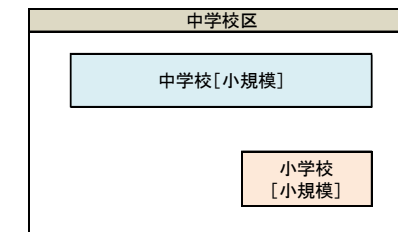
##### 【要件】

- ・ 小規模（11学級以下）の小・中学校が存在する地域
- ・ 全市的な学校配置の観点から、規模の改善と併せて配置を重視すべき地域

##### 【方策】

- ・ 小・中学校ともに一定程度の学校規模（優先度Ⅱ以上）を確保することが、中長期的に見込める場合に検討します。
- ・ 小学校段階・中学校段階全体として集団規模を確保する観点から、施設一体型小中一貫教育校化を検討します。
- ・ 小中一貫教育校化に当たっては、教育課程や指導形態の工夫、家庭・地域との連携・協働体制の構築など、小中一貫教育のメリットを最大限生かします。

##### 【イメージ】



## ② 大規模校

- 大規模校となる期間、当該校の校地面積や学校施設等の物理的条件を考慮し、学校及び地域の実情に即した最適な方策を検討します。
- 教室数の確保だけでなく、特別教室や体育館等を活用した授業時間の割り当てや運動場面積などの教育環境にも配慮して方策を検討します。

### 【方策】

- ・ 学級以外の教室（余裕教室等）の改修や校舎の増設・増築
- ・ 近隣の学校との通学区域の調整
- ・ 中長期的に大規模化や過大規模化、教室不足が見込まれる場合は、学校敷地の拡充、分教室の設置、新設校の設置

## （3）対象校

[令和7（2025）年度算出の児童生徒数推計に基づく、令和13（2031）年度推計]

- 適正規模を下回る学校を小規模校（11学級以下）、上回る学校を大規模校（25学級以上）とし、毎年度算出する児童生徒数推計を基に、対象校を設定します。[推計は毎年度更新]

### ① 小学校

- ・ 小規模校（11学級以下）：47校
- ・ 大規模校（25学級以上）：4校

### ② 中学校

- ・ 小規模校（11学級以下）：30校 [準適正規模校：10校を含む]
- ・ 大規模校（25学級以上）：3校

## （4）小規模校に関する取組みの優先度

- 適正規模を下回る小規模校のうち、学級数や児童生徒数によって取組みの優先度を区分し、取組みを進める上での判断材料とします。
- 特に、優先度Ⅱ以上を小規模校であっても確保すべき一定程度の学校規模とし、優先度Ⅰの学校規模を速やかに改善するとともに、原則発生させないように取組みを進めます。

優先度	I	II	III
基準	小：6学級以下(100人未満) 中：5学級以下	小：6～11学級(200人未満) 中：6～8学級	小：6～11学級(200人以上) 中：9～11学級(各学年3学級以上)
対応方針	早期改善(発生抑制)	改善が必要	近隣校の状況等をふまえて検討

## （5）小規模校に関する検討の枠組み

- 「小規模校に関する取組みの優先度」に加え、同一中学校区及び隣接する中学校区内の小・中学校の規模、施設の老朽化の状況などを踏まえ、総合的な判断の基に検討を進めます。
- 地域コミュニティとの関係性及び義務教育9年間の連続性の観点から、中学校区単位の枠組みを考慮して検討します。

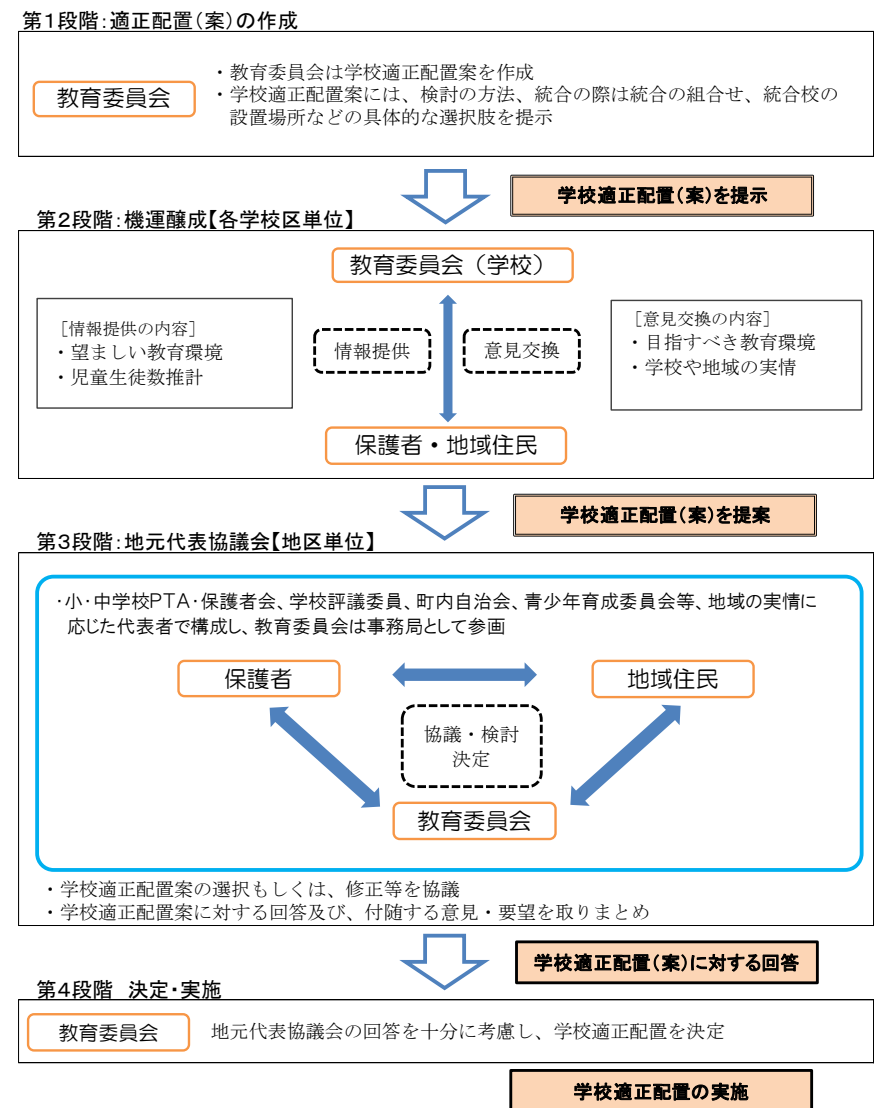
## 5 取組みの進め方 P11

### （1）基本的な方針

- 地域の実情に即した最適な適正配置を実施するために、子どもの教育環境の改善を中心に据え、保護者や地域住民の方々との対話を通じて、理解と了承を得て取組みを進めます。
- 円滑な取組みに向け、教育委員会は将来像を提示するとともに、保護者や地域住民と教育環境の改善に向けた意識の共有を図り、地元代表協議会の主体的な協議を支援します。

### （2）基本的な進め方

#### 【イメージ図】



## （3）統合に向けた準備

- ① 統合準備会の設置
  - 円滑な統合の実現に向けて、「統合準備会」を設置し、学校・家庭（保護者）・地域・行政の四者が協働して準備を進めます。
- ② 学校による統合準備
  - 統合後、すぐに児童生徒が安心して活気あふれる新しい学校生活を送ることができるように交流活動を実施するとともに、様々な準備を児童生徒も参画しながら適切に進めます。

## 6 適正配置を契機とする教育環境の整備 P13

- 統合をはじめとする適正配置の取組みは、教育活動や学校運営を充実・革新する大きな契機となることから、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう整備・検討を行います。

- ① 地域とともにある学校づくり
- ② 安全・安心な通学環境の整備
- ③ 学校施設の整備充実
- ④ 教職員の配置
- ⑤ 関係する多様な施策との連携

## 7 学校跡施設の利活用 P14

### （1）跡施設の利活用検討の基本的な進め方

- 学校適正配置の実施に伴い生じる学校跡施設については、本市の貴重な公有財産として「千葉市資産経営基本方針」に基づき、中長期的なまちづくりの視点から、人口・世代構成や周辺施設の状況、地域住民の要望及び費用対効果などを総合的に勘案し、資産経営部を中心に全庁横断的に検討を進めます。
- なお、学校跡施設の利活用の検討は、「子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実」を目的とする学校規模の適正化や適正配置の取組みとは、直接的に整合しないことから、「学校の統合」と「跡施設の利活用」に係る検討は原則として区別して進めます。

- 一方で、跡施設の利活用を円滑に進めることは重要であることから、統合の決定により学校が跡施設となることが決まり次第、速やかに、統合に向けた準備と並行して跡施設の利活用に係る取組みを地域住民の理解を得ながら進めます。

### （2）跡施設の管理について

- 跡施設の利活用が決定するまでの期間は、本市で適切な施設管理を行います。